

ESG/統合報告 Keyword vol.22

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているESG/統合報告研究室の研究員が、“いまさら聞きにくい” 初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。

1 マテリアリティ

企業が社会と共に持続的に成長していくために優先的に取り組むべき経営の重要課題。

🔍 ココがポイント

企業が開示や財務報告において使用する「マテリアリティ」とは、財務報告書の情報が投資家を含めたステークホルダーの意思決定に大きな影響（significant）を与えるかどうかを判断する概念です。大きな影響を与える情報はマテリアルとみなされ、それらの情報をマテリアリティと言います。マテリアリティの定義や考え方は枠組みによって異なります。また、外部の環境が企業に与えるリスクや機会を「シングルマテリアリティ」と呼び、これに加えて企業活動が環境や社会、人々といった外部へ与える影響を含んだものを「ダブルマテリアリティ」というのが一般的ですが、最近ではそれらに時間軸を加えたものを「ダイナミックマテリアリティ」と称することもあります。日本語で重要性と訳して使用することもあります。非財務情報開示においてこのような概念を包含してマテリアリティとして利用することが多いといえます。

2 GRIスタンダード

非営利団体GRI（Global Reporting Initiative）が提供している、企業が経済・環境・社会に与えるインパクトを報告するための非財務情報開示基準。世界で最も広く活用利用されており、その数は100カ国以上、採用企業や団体は10,000を超える。

🔍 ココがポイント

GRIは2000年6月に企業や団体が環境・社会・経済的な発展に向けた方針策定、計画立案、具体的取組等を促進するための国際的なGRIガイドラインの第一版を発行しました。このガイドラインは初めて系統化された世界共通の基準であり、その設計は、情報の横比較を可能とし、組織とそのステークホルダーが経済的、環境的、社会的な利益を生む行動を促進できるよう意図されています。その後、2016年よりGRIガイドラインはGRIスタンダードに移行しました。利用のされ方としては内容索引としての役割も見られ、探したい情報や目的がはっきりしている人にとってフレンドリーな側面があります。その一方で、重きを置かれているのが、経営成績や財務状態ではなく各企業が環境や社会に与えるインパクトであること、経済、環境、社会に関する幅広いトピックが扱われて項目数が膨大であることから、投資家のニーズに合わないものが多い、情報が多量すぎて活用しづらいという指摘がなされています。なお、GRIスタンダードでは「組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える最も著しいインパクトを表す項目」をマテリアリティとして定義しており、ダブルマテリアリティの概念を採用しています。

3 SASBスタンダード

2011年に米国で設立された非営利団体「米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）」が2018年に公表したサステナビリティ開示基準。2021年6月、SASBは国際統合報告評議会（IIRC）と合併しValue Reporting Foundation（VRF）、翌2022年8月、VRFはIFRS財団に吸収されその活動は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に移管されている。設立産業界を11セクター77業種に分け、業種ごとに投資家が重要視する項目を明示している。

🔍 ココがポイント

多くの企業に採用されているGRIスタンダードの「投資家のニーズに合致しないものが多い」という課題は、必要のない開示にコストがかかっているという懸念点がありました。そこで、横比較が可能かつ企業の負担が大きくなりすぎない、キャッシュフローに影響を与え投資判断に有用なサステナビリティ情報だけが開示されるための基準として、SASBスタンダードがつくられました。元来、米国企業が対象であり、指標が米国基準でしたが、IFRS財団傘下のISSBに活動が移管され、SASBスタンダードをベースとしたISSBスタンダードが作成中となっており、現在米国基準から世界標準に順次調整中です。SASBスタンダードは「シングルマテリアリティ」の考え方を採用しています。

4 ESRS (European Sustainability Reporting Standards)

欧州のサステナビリティ報告基準。CSRD（企業サステナビリティ報告指令）の下で事業者がサステナビリティ関連情報を作成・開示する際に守るべき一般要求事項が規定されている。よって、対象企業はCSRD適用企業。EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）が2022年草案公開後、2023年10月に改稿版が欧州議会と欧州理事会に採択された。

🔍 ココがポイント

ESRSでは、現状採択されているのは全セクター企業共通の12個の基準に続いて、当初は2024年6月に産業別ESRS基準および特定の非欧州企業に対する基準の採択をする予定でしたが2026年6月30日まで延期されました。EFRAGはIFRSに欧州の考え方を導入するため、欧州委員会支援のもと2001年に設立した組織ですが、IFRSと異なりダブルマテリアリティをベースとしていることから、導入した場合の非財務情報開示コストの大幅な増加が指摘されています。

5 IFRS S1 / IFRS S2

IFRS財団傘下の「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB：International Sustainability Standards Board）」が2023年6月26日に公表したサステナビリティ開示基準。IFRS S1は「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要求事項」、IFRS S2は「気候関連開示」である。サステナビリティに関連するリスクと機会について、投資家はじめ情報の利用者が企業への資源提供に関わる意思決定に有用な情報開示を企業に求める目的で作成された。



ココがポイント

アルファベット・スーパ化していた非財務情報の基準を世界で一本化しようという考えのもと、2023年7月に公表されました。本基準のベースとなっているGRIスタンダードやSASBスタンダードはすでに存在し、広く使われていましたが、GRIには情報過多という課題があり、また、SASBスタンダードは、指標が米国国内向けであるという課題があり、投資家が必要としている情報をグローバルに横比較できる基準がありませんでした。ISSBは各国における現状を多少勘案しながらIFRS S1、S2をサステナビリティ情報開示の標準として制度化していくことを促しています。また、開示する企業側の負担も問題となっていたことから、開示する情報は過度なコストや労力をかけずに入手可能なものでなければならない、とされている点もこれまでの基準とは異なるポイントです。

IFRS S1は全体的な非財務情報開示の指針であり、IFRS S2はSASBスタンダードをベースに気候変動にフォーカスした内容をセクター・業種別の開示指針として標準化した指標です。今後、環境課題では生態系問題、社会課題では人権や人的資本といった項目に関してセクター・業種別の標準化がS3、S4と続いていくと考えられます。IFRS S1、S2は「シングルマテリアリティ」の考え方を採用しています。